

# 令和7年度使用教科書（中学校用教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書）の採択方針

## 石川県教育委員会

令和7年度使用教科書（中学校用教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「一般図書」という。））の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮するとともに、次のことに配慮すること。

### 1 中学校用教科書の採択について

- (1) 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。

#### [採択の留意点]

- ① 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
- ② 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
- ③ 生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
- ④ 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
- ⑤ 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
- ⑥ 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- ⑦ 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、生徒の発達の段階に適しており、文字の書体や大きさ、図版等の印刷が適切であること。

#### [選定資料等の活用]

令和7年度使用中学校用教科書の採択に当たっては、石川県教育委員会が作成する、「令和7～10年度使用中学校用教科書石川県教科用図書選定資料」、及び、文部科学省において取りまとめた「教科書編修趣意書」等を活用すること。

### 2 一般図書の採択の留意点について

- ① 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のものであること。
- ② 教科の目標に沿う内容をもつものであり、上学年で使用することとなる教科書との関連性や系統性を考慮すること。

#### [選定資料の活用]

一般図書の採択に当たっては、今年度、石川県教育委員会が作成する「一般図書選定資料」を活用すること。